

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

庁内各局部課長  
各附属機関の長 殿  
各地方機関の長  
(参考送付先)  
各都道府県警察の長

警察庁丁人発第669号、丁企画発第578号  
丁教厚発第823号  
令和3年11月25日  
警察庁長官官房人事課長  
警察庁長官官房企画課長  
警察庁長官官房教養厚生課長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に伴う対策の徹底について(通達)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の全面改訂について(通達)」(令和3年11月19日付け警察庁丙備二発第51号ほか)により示達されているとおり、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を全面改訂した新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定)が決定されたところ、これに伴い、内閣官房内閣人事局から「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に伴う対策の徹底について(通知)」(令和3年11月24日付け内閣人事局人事政策統括官通知。以下「通知」という。)が発出された。

各位にあつては、職場への出勤、職場における感染拡大防止及び飲食店利用等職場外の行動について、通知を踏まえた対応を行うこと。

なお、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態の終了を踏まえた勤務体制等について(通達)」(令和3年9月29日付け警察庁丁人発第535号)は廃止する。

【公印・契印（省略）】

閣 人 人 第 8 1 2 号

令 和 3 年 1 1 月 2 4 日

各府省等官房長等 殿

内閣官房内閣人事局人事政策統括官

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に伴う  
対策の徹底について（通知）

各府省等に対しては、職場内外での感染拡大防止等について徹底を要請してきたところであるが、今般、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和3年11月12日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が示されたことから、これらを踏まえるとともに、特に、下記について徹底していただきますよう、お願いします。

なお、所管の独立行政法人に対しても、下記の対応について、周知をお願いします。

記

1. 職場への出勤については、基本的対処方針を踏まえ、必要な行政機能を維持することを前提として、可能な限りテレワーク（終日のほか、出退勤の混雑時間帯に行う等の部分的なものを含む。）や時差出勤等により、人との接触低減に取り組む。
2. 職場における感染拡大防止については、基本的対処方針や「職員が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いが生じた場合の措置について」（令和2年4月16日、令和2年5月27日改正、内閣人事局内閣参事官（福利厚生担当）、人事院による通知等を踏まえ、感染対策を徹底する。
3. 飲食店利用等の職場外の行動については、基本的対処方針や都道府県知事の要請等を踏まえ、感染対策を徹底するよう、職員に対して周知徹底する。

なお、下記通知に定めていた事項については、以後、本通知に従って対応ください。

- ・「職場等における新型コロナウイルス感染防止について」（令和2年7月28日内閣人事局内閣参事官（調査担当、サービス・勤務時間担当、福利厚生担当）
- ・「飲食の場面及び職場における新型コロナ感染症対策の徹底について（通知）」（令和3年3月30日付閣人人第251号 内閣官房内閣人事局長）
- ・「緊急事態宣言解除後の出勤回避等の取組について（依頼）」（令和3年9月28日内閣人事局内閣参事官（調査担当、サービス・勤務時間担当、福利厚生担当）

**【参考資料】**

- ・「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和3年11月12日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（参考1）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（参考2）
- ・「職員が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いが生じた場合の措置について」（令和2年4月16日、令和2年5月27日改正、内閣人事局内閣参事官（福利厚生担当））（参考3）